

「⑥本会議における質疑・質問に関する申し合わせ事項の見直し」
会派意見

| 会派名 | 内容 |
|--------------|--|
| 自民党 | <p>「冗長な発言」とは、申し合わせ事項の記載から「感謝の言葉や歓迎のあいさつなど質疑・質問と関係のないもの」と考えられるが、一方では「質疑・質問及び答弁の流れを逸脱しない範囲で、質問の冒頭においてその背景等を説明する発言、質疑・質問に関連した簡潔・簡明な意見表明は良識の範囲内で認める」こととされている。</p> <p>「感謝の言葉」や「歓迎のあいさつ」が冗長であるものの具体例であるが、それ以外は話し始めた時点では「冗長な発言」かどうか不明であり、事後的にしか判断できない。また、人によって冗長かどうかの感じ方も異なる。</p> <p>こうした点から「冗長な発言」や「良識の範囲」の具体化は困難であると考えている。</p> <p>再質問における曖昧な表現とは「質疑・質問の範囲を逸脱しているかどうか」だと思われるが、こちらも具体的に書くのは難しく、その都度検討するほかはないか。</p> <p>事前に議運で、申し合わせ事項の遵守等注意喚起を行うことが適当と考える。</p> |
| 維新の会 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の申し合わせの課題や問題点等 特になし。具体的な課題が明確になれば、その都度確認・議論したい。 ・申し合わせにおける表現や定義、ルールの明確化が必要か否か ルールの明確化は不要。ルールを策定したとしても、曖昧な場合が発生すると考えられるため。まずは議長が議事整理権の中で対応し、何か課題が明確になれば、その都度確認・議論すればよい。 |
| 公明党 | <p>申し合わせは、定量的な基準を示すことが難しく、過去から議論が尽くされ、現在の形になっていると考えられる。</p> <p>今回の問題の本質は、申し合わせの内容ではなく、申し合わせに対する理解が不十分なため起きたと思われる。</p> <p>議会と知事がともに住民を代表する二元代表制において、その一翼を担う議会の責務や役割は大きく、本会議はその象徴的な場である。今任期から新人議員も増えたことから、改めて各議員が質疑・質問に立つ重みを理解して臨むことが重要であり、申し合わせの見直しまでは必要ないと考える。</p> |
| ひょうご 県民連合 | <p>現在の申し合わせを見直す必要はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑・質問と関係のない冗長な発言については、感謝の言葉や歓迎のあいさつなどを例として挙げているが、その割合や時間的な面を含めて一定の基準を設けるのは困難である。 ・また、再質疑・再質問のルールについても、通告の範囲内、質疑・質問との関連性等の判断は一律に扱うことはできないため、発言内容や時間を踏まえ、その都度議長が判断すればよいと考える。 |
| 共産党 | <ul style="list-style-type: none"> ・申し合わせについては、十分すぎるほど、細かく規定している。 <p>申し合わせについてのさらなる表現の変更や定義、ルールの明確化は、必要とは考えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の申し合わせに沿い、各議員が自覚的に対応することを基本とし、改まらない場合は、議会中であれば議長が指摘し、各会派で個別に対応すべきと考える。 |